

1. 議事日程（平成28年第4回北広島町議会定例会）

平成28年12月19日

午前10時開議

於議場

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | 議案第139号 | 財産の取得について
(雄鹿原診療所DR装置) |
| 日程第2 | 議案第110号 | 北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例 |
| 日程第3 | 議案第111号 | 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第112号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第113号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第114号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第115号 | 北広島町税条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第116号 | 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第9 | 議案第117号 | 北広島町浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第118号 | 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第119号 | 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第120号 | 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第121号 | 北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第122号 | 北広島町し尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第123号 | 北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例 |
| 日程第16 | 議案第124号 | 北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第17 | 議案第125号 | 養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第18 | 議案第126号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第127号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第20 | 議案第128号 | 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第21 | 議案第129号 | 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第22 | 議案第130号 | 平成28年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第131号 | 平成28年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第24 | 議案第132号 | 平成28年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第25 | 議案第133号 | 平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第26 | 議案第134号 | 平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第27 | 議案第135号 | 平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号） |

日程第28	議案第136号	平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第29	議案第137号	平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第30	議案第138号	平成28年度北広島町一般会計補正予算（第5号）
日程第31	議案第139号	財産の取得について （雄鹿原診療所DR装置）
日程第32	審査報告	請願、陳情等の常任委員会審査報告
日程第33	陳情審査	要望第5号 平成29年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い
日程第34	陳情審査	陳情第19号 壬生小学校運動場整備に関する陳情
日程第35	陳情審査	陳情第20号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書
日程第36	陳情審査	陳情第21号 介護保険の給付縮小・利用者負担増を中止し、充実を求める陳情書
日程第37	発議第11号	北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第38	発議第12号	介護保険の給付縮小・利用者負担増を中止し、充実を求める意見書の提出について
日程第39	発議第13号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について
日程第40	発議第14号	相次ぐ米軍機墜落に抗議し、低空飛行等訓練の中止を求める意見書の提出について
日程第41		閉会中の継続審査の申し出について（5件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真倉和之	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 加計雅章	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
8番 室坂光治	9番 中村勝義	10番 伊藤久幸
11番 浜田芳晴	12番 藤井勝丸	13番 蔵升芳信
14番 田村忠紘	15番 美濃孝二	16番 大林正行
17番 宮本裕之	18番 藤堂修壮	

3. 欠席議員は次のとおりである。

8番 室坂光治（午前10時～午後1時まで欠席）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司 副町長 空田賢治 教育長 池田庄策
 芸北支所長 成瀬哲彦 大朝支所長 清水繁昭 豊平支所長 多川信之

危機管理監	五反田	孝	総務課長	古川	達也	財政課長	信上	英昭
企画課長	畑田	正法	税務課長	西村	豊	福祉課長	清見	宣正
保健課長	福田	さちえ	農林課長	藤浦	直人	商工観光課長	沼田	真路
建設課長	砂田	寿紀	町民課長	坂本	伸次	上下水道課長	浅黄	隆文
消防長	田辺	弘司	学校教育課長	石坪	隆雄	生涯学習課長	佐々木	直彦
会計管理者	畑田	朱美	国土調査事務所長	林	秀治			

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第139号 財産の取得について

○議長（藤堂修壮） 日程第1、議案第139号、財産の取得についてを議題とします。本案についての提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第139号につきまして概要を申し上げます。追加議案書の1ページをお願いします。議案第139号、財産の取得について説明します。本案は、雄鹿原診療所DR装置一式として財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては担当から説明します。

○議長（藤堂修壮） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 議案第139号、財産の取得につきまして、保健課からご説明させていただきます。議案書をお願いいたします。1、物件名、雄鹿原診療所DR装置、品名、コニカミノルタ、デジタルラジオグラフィー、AeroDR、数量、一式。2、納入場所、北広島町荒神原200番地、北広島町雄鹿原診療所、3、買入価格、691万2000円。4、契約の相手方、広島市西区横川新町9番12号、中外テクノス株式会社、代表取締役福馬勝洋。5、納入期限、平成29年1月31日。雄鹿原診療所のDR装置一式の財産取得をするものでございます。DR装置とは、レントゲン関連機器で、X線テレビ装置にデジタル画像処理コンピュータを組み合わせた装置でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） 以上をもって提案理由の説明を終わります。本案については、後ほど審議、採決を行います。

## 日程第2 議案第110号 北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第2、議案第110号、北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） 1番、真倉です。定数の削減ということについては、議会もそのように定数減少してくれるんで、いいと思いますが、この報酬の問題。報酬については、以前から農業委員さんからいろいろと聞かせていただいておりますが、改正後の報酬につきましては、県下統一なのかどうか、そういう点をお聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農業委員会の委員の報酬が全県下一緒かどうかというご質問でございます。これについては、各市町それぞれ差異がございます。本町においては、今回、議案第111号で上程させていただいております。県下統一的なものではございません。以上です。

○議長（藤堂修壮） 真倉議員。

○1番（真倉和之） このことについて、北広島町での報酬であるという答弁でありましたが、これが県下の農業委員会の報酬の中でどのぐらいの位置を占めておるか、再度お聞きしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 県下で本町農業委員会の報酬がどの程度のものなのかというご質問でございます。県下では高いところで、委員さんでは年俸額約57万6000円ということもありますし、市においては結構な、30万から50万等がございますが、近隣の市町、例えば安芸太田町では20万8000円のような状況となっております。高いところでは約60万近く報酬として支払いされている市町もございます。県下においては、中間どころはいきませんが、中間よりは下の分類に入るんじゃないかと考えております。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。この条例は、農業委員会等に関する法律が改正されたことによって、これまで農業者から選挙で選ばれた農業委員を町長の任命制にし、農業委員19名、推進委員24名とするものであります。なぜ法律が改正され、公選制から任命制にされたのか伺います。もう1つは、これまで農業委員会は、町から独立した執行機関とされ、その指揮監督を受けることはないと言われてきました。しかし、市町村長の任命制になれば、その独自性さえ奪われることになるのではないかとという危惧がされております。そのようなことはないと言えるのかどうか、2点伺います。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農業委員会等に関する法律が昨年9月に改正されまして、本年4月1日から実施されております。農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて農地利用最適化推進委員等が設置されるわけでございます。今までは、農業委員会は公選制でございましたけど、今度は公募、推薦公募という形になります。今までよりは農地に関して、今後農地移動等、現地確認等を速やかに実施されるよう法律が改正されたものと考えております。公選制から任

命制に変わりました。公正性が保たれるかどうかというご質問だと思います。町長が任命して議会の承認を得てということになりますので、独自性といいますと、難しいご質問でございますけど、保たれると考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 今言われた、何で公選制から任命制という理由については納得ができません。別に公選制にする必要があるという理由にはなっていないと思います。さらに独自性が保たれることはないと考ええるということで、農林課長の考えはそうかもしれませんが、制度としてどうなのかということ聞いたわけでありまして。それでもう1点、業務内容から意見の公表、建議等が削除されていますが、なぜでしょうか。農民の代表機関としての役割を弱めるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） 今回、国のほうで法律が改正されて、本町では、今回その関連条例を提出をさせていただいております。農業委員さんの委員会の独自性、これらは今後も保っていかなければならないというふうに考えておりますし、この法律が変わったからといって、それを覆すものではないというふうに思っております。法律、国の法律でありますので、背景的なもの、全て詳細には承知しておりませんが、これから、この農地の集積等、これまで以上に進めていくように農業委員会とも協議しながら進めてまいる所存であります。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 今町長から説明がありましたけれども、公選制にしなければならないというふうにはなっていません。それで、農業委員の過半数は、原則として認定農業者ではないとされていますが、過半数ですね。しかし認定農業者には株式会社でもなれるんじゃないかという疑問があります。また、その地域に住所がなく、農業に従事してなくても農業委員に任命できるのかどうかを伺います。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農業委員さんの話ですけど、これは広く周知させてもらって公募させていただく予定でございます。例えば町内に住所を有していないといけないとか、そういう縛りはございません。したがって、全国各地から応募がある可能性は考えております。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 先ほどの答弁が公募によるという話であります。今までのやはり地域に何名という基準を設けて選挙があったわけですが、その辺の定数に対する地域性といいますか、その辺の考え、農業委員会と推進委員のメンバーの方であります。どのように考えていくのか答弁を求めます。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 農業委員、最適化推進委員の各地域別の人数の案でございます。農業委員については19名を予定しております。これはあくまでも案でございますが、農業委員にあつては、芸北地域4人、大朝地域3人、千代田地域7人、豊平地域4人で18人となりまして、あとお一人の方は非農家の中立委員をお願いしたいと考えております。推進委員にあつては、芸北地域で5人、大朝地域4人、千代田地域9人、豊平地域6人、計24人でございます。農業委員さんについては、農業者数とか農地面積で定数の上限が国のほうで決まっております。北広島町にあつては上限19人でございますので、19人を充てております。推進委員にあつ

ては、農地面積の100haに1人の割合で推進委員の定数を決定させてもらっておりますが、町内は4345haございまして、これでいくと、上限が43人となります。そこを24人にさせていただいた上程させてもらっているわけですが、19人と24人で43人に思っております。農業委員さんにとっては、推進委員さんの役割も一部お願いしたいと考えて推進委員を24人とさせていただいております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 3番、久茂谷議員。

○3番（久茂谷美保之） 今答弁があったわけですが、先ほどの前の答弁で、広く公募するという、その辺の公募制はわかるわけですが、そういったときに、今答弁いただいたように、地域別の考え、その辺のことがうまくいけるのかどうか、そこが心配なわけですから、その辺のところをどうやっていくかということをしつかりと把握していかないと混乱が起これるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 定数は決めておりますが、公募で、農業委員さんには町内に住所を有してなくても応募できるというところがございます。事務局サイドも、農業委員会も今後どのように変わっていくかなというところは心配しているところがございます。それぞれの地域、町外からの応募があるかどうかというのはわかりません。できれば町内に住所を有している農業者の方に応募していただければと考えております。3月に入りまして、公募するように準備今しておりますので、その前に各地域に出向きまして、説明会等を実施して公募していきたいと考えております。

○議長（藤堂修壮） 1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） 3条にある推進委員の定数が48だが24にしたということですが、今までの農業委員さんの手持ち面積は非常に広がったんです。広くて、なかなか農業委員さんも自分の担当地域を確認することは難しい面もあったと思いますが、これを推進委員で補足していこうという考え方なのか、どういう役割を推進委員さんへ持たされるのか、その点をはっきりと答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 最適化推進委員さんの仕事でございます。それぞれ地域を割り振らせていただいて、その中の農地のパトロールなりを現場での仕事をお願いしたいと思っております。推進委員さん24人でございまして、町内全域にわたってのパトロール等は難しいと考えております。農業委員のほうにあって最適化推進委員と同じような現場活動もお願いしたい。ですから43人で町内を見ていただくということになると考えております。

○議長（藤堂修壮） 1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） そうしますと、農業委員さんと推進委員さんが重複といいますか、そこらが連携が持てねば、なかなか上手にいかんところが出てくるような気がしますが、その点の調整は農業委員会の事務局で取っていただけるんですか。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 現場での活動となりますので、町内を43ほどに分けさせていただいて、農業委員、最適化推進委員で分担して農地パトロール等、現場のほうを対応させていただくよう調整させていただきます。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わ

ります。これより討論を行います。討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第110号、北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例に対し、反対討論を行います。今回の条例改正は、国の農業委員会法の改正によって、農業委員会の委員が公選制から市町村長による任命制に改めることに伴うものです。この農業委員会法の改正は、農協法や農地法の改正と一体のもので、TPP受け入れを前提とした国内体制づくりであり、家族農業中心の戦後農政を根底から覆そうとする安倍政権の方針です。そもそも農業委員の公選制は、農地を自主的に管理するために農業に従事する人たちがみずからの代表者を選ぶ自治の仕組みでした。それが市町村長の任命制に変わることにより、農業従事者の自主性が損なわれることとなります。また、地域内の農業に関する事項について、意見の公表や行政機関に申し述べることができる意見の公表、建議については削除されており、これまでの農業委員会の役割を否定するものでしかありません。また、町外の株式会社の参入に道が開かれるものであります。よって、本議案は、現場で農地を守っている農業者の声を反映しにくくし、今後は農地利用の最適化だけをやってあげればよいという農業委員会になる心配があり、農地の番人としての農業委員会制度を形骸化するものであり、この条例に反対します。同じ理由で、議案第110号についても反対であること表明しておきます。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（藤堂修壮） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（藤堂修壮） 起立多数です。従って、議案第110号、北広島町農業委員会の委員等の定数に関する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第111号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第3、議案第111号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（藤堂修壮） 挙手多数です。従って、議案第111号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第112号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第4、議案第112号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第112号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第113号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第5、議案第113号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第113号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議案第114号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第6、議案第114号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第114号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第115号 北広島町税条例等の一部を改正する条例

○議長（藤堂修壮） 日程第7、議案第115号、北広島町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第115号、北広島町税条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第116号 北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第8、議案第116号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第116号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第117号 北広島町浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第9、議案第117号、北広島町浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第117号、北広島町浄化槽清掃業に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第118号 北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第10、議案第118号、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第118号、北広島町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 1 議案第 1 1 9 号 北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第 1 1、議案第 1 1 9 号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。この条例の目的は、18人以下の小規模事業所を地域密着型サービスに位置づけるためとの説明を受けたと思いますが、問題は、町内のどこに住んでいても、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護などのサービスが受けられるかどうかということだと考えます。実際に必要なサービスが受けられる状況にあるかどうかを伺います。
- 議長（藤堂修壮） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 保健課から回答させていただきます。町内に、指定地域密着型サービス事業所が現在9事業所あります。今回の条例で、今、指定のみなしとされている地域密着型の事業所が4事業所ありますので、合計で13事業所になっております。町内にお住まいの方は、この事業所のほうでのサービス利用は可能となっております。しかしながら、現在、町内にはグループホーム、いわゆる認知症対応型共同生活介護、また、小規模多機能型居宅介護、今回新たに地域密着型通所介護が入りましたが、現在の段階では対応ができておりますが、今後、認知症の方が増えた場合に認知症での居宅介護、グループホームでのほうは、今、待ちの状態ではあります。以上でございます。
- 議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第 1 1 9 号、北広島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 2 議案第 1 2 0 号 北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第 1 2、議案第 1 2 0 号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。これ

より質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第120号、北広島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第121号 北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第13、議案第121号、北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、真倉議員。
- 1番（真倉和之） この分担金条例について質問をしてみたいと思いますが、117ページの改正後の2、受益戸数が2とあります。この場合、1戸の場合はどうなるか。私がこのことを聞きますのは、圃場整備をしまして、今まで頭首工の受益者が3戸あったのが圃場整備して1戸になったんです。そうしたときには、この補助金は出ないということが過去にありまして、いろいろと地域で話し合いをさせていただいて、水系をいろいろいじらせていただいたりしたことがあります。1戸の場合はどうなるのか。もう一つは、例規集の2の793ページであります。その他町道においては1.5メートル以上であると書いてありますが、ここには2戸以上ある場合というようなこと、2級町道については5戸であるというように書き方がしてありますが、1戸でも町道に指定されている地域についてはどのような対応されるのか、あわせてお聞きをしてみたいと思います。
- 議長（藤堂修壮） 建設課長。
- 建設課長（砂田寿紀） 今の議案第121号は、分担金の徴収に係る条例ということでございまして、117ページの2の受益者が2戸以上ある場合にはということで、その場合には代表の方をお願いしますという意味でございまして。当然その事業によりましては1戸でも対象になったり、事業ができたりとか、2戸以上ないとできないというものそれぞれあるかと思っております。それはまた別な話として理解をしていただければと思います。それから町道は、この条例にはないです。分担金を徴収することがどうなるかというご質問でしょうか。町道の場合は、当然維持管理、町がしますので、分担金を取っていることはありません。1戸2戸は関係ございません。
- 議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第121号、北広島町分担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第122号 北広島町し尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第14、議案第122号、北広島町し尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第122号、北広島町し尿処理場設置及び管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第123号 北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第15、議案第123号、北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第123号、北広島町簡易水道設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第124号 北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第16、議案第124号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありますか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。全員協議会では、この条例改正によって、3軒負担が増えるとのことでしたが、なぜ全員の負担が減るような改正にしないのか伺います。もう一つは、現在より、ほとんどの方の負担が軽減されるとのことですが、子育ての町にするためにも、この際、夏の4000円も含め、見直しするつもりはないか伺います。
- 議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（佐々木直彦） 生涯学習課からお答えをいたします。今回改定をするにつきまして、いろいろシミュレーションをしてみたところですけども、1000円増えるというのは、

年間で1000円増えるということなんですけども、そのシミュレーションした結果、全体で考えたときに、もうそれが一番ベターであるというところでの額というのが今回一律2000円としたところであります。もちろん減免はあるのですけども、その世帯だけは年間で1000円増えるということになります。それから、この際見直しということですけども、今回の見直しで、27年度の場合でいいますと390万円ぐらいの歳入、それが今回見直しをすると30万円ぐらい減るということで、全体としては、利用料金の見直しということになっております。他の市町とも比較をいたしましたけども、今回のこの改正によりまして、他市町で見ても安いほうのグループに入るというところで、今回このような見直しにさせていただきました。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 何が言いたいかといいますと、他市町と比較して安いかどうかということを知っているわけじゃなくて、長期総合計画にも言われているように、子育てのしやすい町ということアピールしようというときに、他市町よりも少し安いですよという程度でいいのかということなんです。その点で、年間1000円増える人があるとはいっても、増える人がいるならば改悪になるわけです。ですから、夏のプラス2000円というのも含めて見直したらどうかということを知ったわけです。それでもう一つ、受け入れ時間は、放課後から18時までとなっていますが、町外での共働きなど、迎えの時間に間に合わず、もう少し時間を延長してほしいとの要望を私受けるわけですが、そういう要望は町のほうには上がってきてないかどうか。さらに、夏休み期間中も含めて、早く受け入れてもらえないかなど、朝の時間についての要望はないか、伺います。

○議長（藤堂修壮） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木直彦） 受け入れ時間のことでございますけども、確かに18時早い、それから、朝ももう少し早くという要望はございます。ただ、今の支援員の体制からいって非常に困難なところがありまして、今のところは、なかなか改正ということにはなっておりません。こちら辺は、さらに利用者の方の要望も聞きながら、今後検討課題だというふうに認識しております。それから、子育てをアピールというところでございますけども、やはり受益者負担というところで、じゃあ何でもただになればいいかという、ただではないですね。応分の負担というのはやっぱり必要ではないかというところで、今回このようにさせていただいてます。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 時間の問題は、体制を見直して検討するということの答弁でしたが、それもあわせて町長に伺いたいんですが、先ほどと繰り返しになりますが、子育てしやすく働きやすい町とするということを再三言われております。こういう点で、その見直しが適正なのかどうか、適正でなければ出さないとと思うんですが、さらに検討していくかどうか、料金含めて。その所見を聞かせてもらいたい。

○議長（藤堂修壮） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 子育て支援については、非常に本町としても力を入れているところではありますが、この件につきましては、ある程度の費用負担はさせていただこうということで今回見直しをして提案をさせていただいております。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。反対討論はありませんか。討論なしと認めます。これも

って討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第124号、北広島町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第125号 養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第17、議案第125号、養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例を議題とします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、梅尾議員。

- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾でございます。養護老人ホーム仁愛園でございますが、これは全協の中でも、平成5年に今のところに移転をしたということでもあります。その面積が約5000㎡の面積でありますけども、これは宅地の面積であります。用地取得費がその当時4400万円、造成工事費が1390万円という説明でありました。このたび、これを建物も含めて無償で譲渡するという提案でありますけども、まず、これは指定管理に出されたところへのまだ契約の任期满了を見ていません。そこで、なぜそこまで急いで無償で譲渡なさるのかということをお聞きすると同時に、養護老人ホームというホームが県内に今幾つあるのかということも聞きをしてみたいと思います。

- 議長（藤堂修壮） 福祉課長。

- 福祉課長（清見宣正） それでは、なぜ指定管理中に譲渡するのかという質問に対して、譲渡に至るまでの経緯について説明をさせていただきたいと思っております。平成25年度から指定管理者として運営委託しております社会福祉法人みぶ福祉会とは、施設の修繕費につきまして、50万円以下なら指定管理者が、また50万円以上なら町が修繕を行うという協定書を結んでおります。これまで指定管理者から老朽化による修繕要望を受けておりましたけども、施設器具等が故障、破損した場合の対処的な事後保全のみ町は予算づけをしておりました。施設修繕計画を作成し、破損、故障が起きる前に修繕を行うという予防保全し、施設の延命化を図るところまでできてないのが現状でございます。この現状を早く打開するため、譲渡に向けた取り組みとしまして、今年度平成28年度の当初予算に建物の鑑定評価を予算づけを行いました。町内の状況が詳しい不動産鑑定士に依頼を行い、10月の28日に鑑定評価の提出があったところでございます。一方、指定管理者は内部で指定管理検討委員会を設置され、今後の運営を担うための検討など協議されておられます。その結果、今後30年間維持するためには早期修繕が必要と専門家からアドバイスを受け、指定管理期間後のことを鑑みて、町の厳しい財政状況など総合的に判断して、今年度中に譲渡の申し入れが10月4日にありました。町としましては、まず、入所者の健康管理に支障を来していること、そして老朽化による施設改修が急がれていることと、さらなる修繕箇所が今後も増加することが見込まれます。こうした状況から、町としましては、入所者の健康を守る責務と安心・安全な施設運営を可能とする責任があり、必要な修繕工事を行って譲渡することが困難なこと、譲渡後の施設が引き続き地域のための施

設としての役割や機能を担っていただくことができるということから、譲渡する方針を固めたところでございます。それから、県内に養護老人ホームが幾つあるかということですが、県内に33施設あります。そのうち自治体運営が北広島町を含めて3施設あります。残りが社会福祉法人30ということで、社会福祉法人による高齢者福祉の民間の力は成熟してきているということで、多くの社会福祉法人が今運営をしているという状況でございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 養護老人ホームが県内に幾つあるというふうなことをお聞きしたのは、今、仁愛園は、もともと生活保護法の規定で養護老人ホームができたという経過を全協でお聞きをしましたが、それがひょっとして特別養護老人ホームに変身をする可能性があるのではないかという危惧があったから、まず、幾つあるかというのをお聞きしたのと、これから、そういう懸念はないのかということをお聞きしたい。そして、今、福祉会が受けていただいているわけで、順調にいったおるといふふうなことも思っていますし、50人収容できるというのが、今50人おられるというもお聞きしております。その必要性もわかりますけれども、修繕費が50万円以上以下によって、どちらが負担するかというのわかりました。あるとするならば、建物に関して、その理論は成立するわけであって、償却のない土地には、そこまで及ぶはずはないんですが、このたびの無償譲渡は建物も土地も含めて合算でどうぞというふうな状況になった提案になっています。私が言いたいのは、建物は確かに、今23年たっていますよ。土地については、もともと取得した、あるいは造成をした費用が5790万円あります。今試算をして、固定資産税の評価額は5080万円あります。そのものの価値は、今も売れるとすれば、どのぐらいになるかというのわかりませんが、そういう試算がされておる。そのものも含めて無償譲渡ということではなくて、私が思っているのは、建物については、確かに無償譲渡もいた仕方がないといえますか、維持していくための一つの方策であります。ただし、土地については、その必要が今ないわけでありまして、償却しないわけですから、目減りはないわけでありまして、そこがなぜセットで考えられるのかということが主に聞きたいところであります。それらを含めて、契約書の中にどういう形で、今載せようかというふうにお考えなのかということも加えてお聞きをしたいと思っております。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まず、1点目の養護老人ホームが特別養護老人ホームに変わるのではないかという懸念のところですが、今後譲渡契約書を結ぶわけですが、そこの中には、養護老人ホームとして限定使用ということをお約束の中で交わそうと考えております。また、土地の譲渡に当たって、無償の理由でございますが、他市町の例を見ますと、施設運営の一定関与を市町に残して民営化後のサービス向上の担保として、町民の安心・安全につなげるため貸付方式等々を取っておられるところがありますが、本町の場合、改修費用と資産価値を比較した場合、修繕費用が多かったため、その方式を取らず、無償譲渡ということにしております。サービスの担保としてでなく、安定的に施設運営を行っていく体制づくりのための無償譲渡とするものでございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 建物も土地も含めて無償譲渡という提案でありますから、私の思っているところが契約内容に出るといふふうには思いませんでしたけれども、私はあくまで建物の部分の無償譲渡、土地にかかわっては、無償貸与という条件でいかなないと承服できないというふうな

思っています。今、福祉会が順調にもちろんいってますし、これからも順調にいくだろうという予測はされますけども、これから先の行方はどういう状況が起こってくるかわからないと。他の所有者に移転するような状況が起こるかもしれないわけであります。そのときにどういう状況になるか、例えば銀行債権に押えられていくというふうなことが仮に起こった場合、全てどういうふうな状況で、また、そのもの自体が消滅していくのかということも考えたときに、やはり償却をする必要がない土地については無償貸与という方法をお勧めし、そちらのほうに私は意見を述べさせていただき、賛否のほうにも、そういう状況での本会議にかかわりたいというふうに思っています。ご回答をお願いします。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 土地につきましては、また繰り返しになりますけども、安定的に施設運営を行っていただける体制づくりのための無償譲渡という考えで進めております。また、今後のことにつきましては財産を例えば譲渡するとか貸し付けるとか廃止等の禁止を契約書の中で交わそうと計画をしております。以上です。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 私が聞きたいのは、先ほども同僚議員のほうからも質問がありましたけども、心配なのは、事業が継続できなくなった場合もあります。譲渡後、譲渡したら、もう完全に町の管理を外れるわけですね。用途は変わらない、例えば養護老人ホームとして機能する。しかし、土地建物の所有権が変わる、先ほども紹介ありましたが、変わることもあり得るんじゃないか。これを禁止するということはできないんじゃないか。そうなった場合は、譲渡契約は無効になるんじゃないか。相手方がいなくなるわけですから。その所有権を移転はしてはならないということも入れるのかどうか伺いたい。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 現在考えている契約内容につきまして、その所有権の云々は考えておりません。とにかく財産を譲渡、貸し付け、廃止してはいけないという禁止を定める予定でございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 想定をしていないことは、起きる可能性があるわけですから、それを回避するためには、土地と建物という話もありましたが、全体を含めて無償貸与、そして期限を定めて更新していくなど、なぜできないのか伺います。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 今回の譲渡につきましては、指定管理者からの譲渡願いによるものと、町では平成22年度に策定しました北広島町行政改革大綱に基づいて民間譲渡で行うということにしております。その思いが一致したということでございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 行革大綱のことが出されましたが、行革大綱を理由にするなら、もっとも全部民間に委託するとか、全てのことの理由になっていくわけですから、これは理由にならない、方向としてあるとしても。しかし、その決定するには、個々の条件を正確に調査をしてやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、今後も行革大綱に基づいて町の財産を民間に譲渡していくのか、そういう根拠になっていくのかどうか伺います。

○議長（藤堂修壮） 町長。

- 町長（箕野博司） これからの行政運営につきましては、可能な限りスリム化していくという部分も大きな側面だというふうに考えております。そうした中で、実現可能なものについては、そういう方向で検討してまいりたいと思っております。それから、本案件につきましては、転売、転貸、そういったものは起きないように条文中で契約を結びたいと考えております。
- 議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第125号、北広島町養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理条例を廃止する条例に反対討論を行います。この条例は、町立の養護老人ホーム仁愛園の土地と建物を民間に無償で譲渡するものです。養護老人ホームとは、貧しかったり、身寄りがなかったりして自立で暮らせない65歳以上の高齢者を受け入れる施設で、老後の安心を守る最後の砦と言われております。修繕の負担を理由といたしますが、これは町の責任であり、無償譲渡の理由にはなりません。さらに反対する理由は、将来にわたって養護老人ホームとして運営できる保証がないことです。譲渡条件には、養護老人ホームとして使用し、それ以外の用途に使用してはならないとありますが、一旦民間に譲渡した後、倒産や経営理由などにより養護老人ホームとして事業が続けられなくなった場合や所有権が他に移った場合を想定しておらず、当町は、これを明記するとは言いますが、非常に曖昧であります。これでは養護老人ホームとしての貴重な町民の財産を失い兼ねません。それを回避するために無償譲渡でなく、少なくとも無償貸与とすることを提案しましたが、受け入れてもらえませんでした。以上が反対の理由ですが、この後に採決される議案第127号、財産の無償譲渡についても反対する理由としておきます。皆様のご賛同をお願いします。
- 議長（藤堂修壮） ほかに討論はありませんか。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（藤堂修壮） 起立多数です。従って、議案第125号、養護老人ホーム仁愛園設置及び管理に関する条例及び養護老人ホーム仁愛園附属診療所設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18 議案第126号 指定管理者の指定について

- 議長（藤堂修壮） 日程第18、議案第126号、指定管理者の指定についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第126号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第127号 財産の無償譲渡について

- 議長（藤堂修壮） 日程第19、議案第127号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）
- 議長（藤堂修壮） 挙手多数です。従って、議案第127号、財産の無償譲渡については、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。25分より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 15分 休憩

午前 11時 25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第128号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第4号）

- 議長（藤堂修壮） 日程第20、議案第128号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第4号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。一般会計補正予算、歳出の10ページ、前からいくと8ページになりますが、臨時福祉給付金についてです。7499万9000円。この臨時福祉給付金はたびたび国から措置されていますけども、前回、申請主義なんで申請してもらわないと給付できないわけですが、町民の方から、どういう制度になっているのかと、いろんな制度があってわからないということもあって、なぜホームページに載せないのかという意見がありました。そのときには福祉課のほうとお話をしまして、載せるということでしたが、もう申請が過ぎてから、申請開始を過ぎてからホームページに載ったという経過があります。そういう点で、今度のこの臨時福祉給付金は、前回の教訓から、議決後、急いで町ホームページに掲載するかどうか伺います。
- 議長（藤堂修壮） 福祉課長。
- 福祉課長（清見宣正） 周知方法につきましては、町のホームページ、あるいは広報、チラシ

等々で制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） ホームページというのを強調しましたのは、こちらに住んでなくても、子や孫が町外に居たときに、住んでいるお年寄りが対象になるかどうかという全国的な問題ですからね。なったときに、うちの対象になるなということも知って、それを申請するように助言をすることもできるわけですので、急いで載せていただくようにする必要があるんじゃないかと思います。もう1点、22ページ、消防運営費、これはいつも本会議等で取り上げてますけども、消防団員報酬ですが、これは実際に要らないということで、補正ですけども、この消防団員報酬について見直しをこの間ずっと求めてまいりました。今度、報酬審議会を設置することができるようになったわけですが、これを設置して見直しを図る予定はないかどうか伺います。

○議長（藤堂修壮） 危機管理監。

○危機管理監（五反田 孝） 消防団員報酬ですけども、特に団長さんとか役員さんの報酬が、できれば少し上げていく方針ができればというふうには考えておりますが、たちまちその予定はございません。以上です。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） これは、繰り返しませんけれども、国から来ている指標と随分低いということがあって言ってるわけで、できれば上げたいということでありましたら、ぜひ、報酬審議会を設置するように協議をしていただいて、区長報酬も含めて、この消防団員報酬について見直しを進めていただきたいと思いますが、町長の考えも伺います。

○議長（藤堂修壮） 副町長。

○副町長（空田賢治） 先ほど報酬審議会での審議ということがありましたので、私のほうからお答えさせていただきますけれども、一応この報酬審議会で検討する、審議する報酬の対象というのは、公選で選ばれた町長、それから議員並びに議会での選任同意が要る私と教育長、そういったものの方の報酬ということをご想定しておりますので、非常勤全ての報酬についてを対象するということは、今現在そういう想定はしておりません。

○議長（藤堂修壮） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 対象になってないと言いますけども、条例には、町長ほかに町長が認める者ということが入っています。ですから、これが対象にならないということじゃない、町長が認めれば対象になって設置ができるはずですよ。危機管理監も言われましたように、そういう上げてあげたいという思いがあるならば、実際にどうなのかというのを町ができなければ、審議会を設置して議論してもらおうということが当然じゃないでしょうか。伺います。

○議長（藤堂修壮） 町長。

○町長（箕野博司） ただいま副町長が回答させていただきましたとおり、現在ではそういう想定しかしておりません。必要があれば、そういう対象を拡大していくということも考えられますが、現在のところでは、そういう見直しについては、いろいろ状況等判断させていただいて提案をしていこうというふうにご考えております。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。9番、中村議員。

○9番（中村勝義） 2点ほどお伺いいたします。先ほどのと関連するかと思うんですが、臨時給付金の関係ですが、このことについては新聞でも報道されましたが、システムの問題によって、

誤支給の扱いになったということで、北広島町以外にも他の町も報道されておりましたが、委託業者の調査といたしますか、そこから発覚したというような新聞報道でしたが、もろもろシステムについては、全般的に全て委託して、そのシステムは当然職員ではできんということですから、そのシステムそのものについての委託ということについては問題ないかと思いますが、そのもの100%信用してやった結果が、またシステム業者のほうから間違いでしたというような返答があったというような新聞報道でしたが、この辺のチェックは、システムを任せてしまってるんだから、100%安心だということ以外には、職員といたしますか、自治体としては、そのチェックできないかどうかということが今からも発生しないかと思うんで、この福祉給付金の一つの問題点の中から、今後どういう扱いをされるかということで1点お聞きいたします。それともう1点、定例会の行政報告の中で、これは50ページのところに載っておりますが、保育所関係の入所児童数という一覧表がありますが、この中で、定員と実際の入所者という分についての数値がここに載っておりますが、2～3名とか5～6名とかいう分については問題ないかと思いますが、この中で、蔵迫保育所は定員が70名のところが92名、本地保育所は定員が60名のところが41名、これは少なくないんですが、特に定員をこれだけオーバーしている蔵迫保育所について、事故がないという前提の中で預かるということもありますが、万一、これが事故があったときにどこに責任があつて、誰が預かるという部分で、少々の定員のオーバーは別でしょうが、これだけ二十何名もオーバーしているということについて、来年度からは、それがなくなりますよということか、このままずっといくようでは、ある程度考えんと、もしか事故があったときに大変なことになりやせんかと思う心配があるわけですが、この辺について、子育てしやすいとか住みやすいとかいう部分の中で、子育ては大変重要な施策であります、事故があった場合には、逆にこれになるという面もありますので、この辺についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まず、システム、業務につきまして、チェック機能が必要ではないかという質問ですけれども、昨年度の後半から新しいシステム業者と契約を結んで、しっかりチェックする体制が整ってなかったという原因がありますので、今後はシステム会社としっかり連携を図りながら、間違いがないように努めてまいりたいと考えております。また、保育所の定員の件でございますけれども、蔵迫保育所の70名定員にしておりますけれども、実際は、この受け皿は90人規模だったと思っておりますけれども、そういう施設でございます。この定員を下げた理由につきましては、毎年の入所児童数に応じて、次の年の定員を変動させておるといような現状があります。ある程度入所児童数が多くなれば、それに合わせた定員に変更せざるを得ないという状況にあります。この事故等との関係は、この定員には関係ないと考えております。以上です。

○議長（藤堂修壮） 9番、中村議員。

○9番（中村勝義） システムの関係については、業者と相談しながら、今からチェックすることですが、それだけの技術といたしますか、知識がなかったら、業者の言われるとおりに、そうですかと、操作そのものについては、はい、わかりましたということになるかもしれませんが、まず、この辺については現場の職員も含めて十分検討していただきたいと思っております。それと、今の保育所の関係は、事故があつても問題にならないというような返答でしたが、定員がある限りは、これに近いように持っていけないけんのでしょうし、例えば今の二十何人オー

バーしているということの場合は、保育士とか、そういう直接従事する職員も減ったり増やしたりせにゃいけんのかと思うようなときに、そのときそのときによって定員を変えておりますというような返答でしたが、これは何㎡当たり何人というようなある程度保育所の規定もあるんじゃないかと思いますが、この辺の部分も十分クリアして、さらにそれだけの余裕を持って、毎年児童数を考えながら、定員を変更しておるといふ、便利といえれば便利ですが、現場に合ったといひますか、現地あるいは、その決まりに合うような形の中で、運営されるべきだと思ひますが、総じて今の回答では、どの保育所についても園児と人数を対象にして定員をその都度変えておられるといふような返答にも聞こえるわけですが、この辺について、定員そのもののあり方といふのは、今まではどうだったのか、これからはどうされるのか、定員の把握について、もうちょっと詳しく説明を求めます。

○議長（藤堂修壮） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） まず、職員の配置ですけれども、これは入所児童数に応じて職員の配置がもう国のほうで定められておりますので、入所児童数に応じた職員体制を毎年取っておるところでございます。一つ問題なのが、現在途中入所される方が増えてきております。そうした関係上で、それに合った職員をすぐに配置するといふことがなかなか難しい現状があります。そこをいかに今後クリアしていかなければいけないかといふところを町としても考えていかなければいけないといふふうを考えております。定員につきましては、毎年の入所児童数に応じて、増加すれば、ある程度その人数に応じた定員にしていかなければいけないといふ国の基準がありますので、その基準に応じて定員を定めております。以上です。

○議長（藤堂修壮） ほかに。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。歳出の14ページと16ページの2点をお聞きしたいわけでありまして、まず、14ページの中段に中山間地等の直接支払制度といふのがありまして、△の125万9000円でありまして、これは耕作地が減って、中山間地の直接支払いをする金額が減ったといふふうに理解をすればいいのか、いや、それ以外に理由があるのかといふことをお聞きしたいのと、それから16ページは上段でありますけれども、国営の圃場整備償還の助成金といふのが七百六十万幾ら、それから町営の圃場整備の償還の助成金が△の百万幾らといふことで、もともとこの補正前の金額が2000万でありますけれども、今言いました2つの助成金の減額が八百何万あるといふことで、かなりの額が一気に要らなくなったよといふ状況でありますけれども、その状況をお聞きしてみたいと思ひます。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 中山間地直接支払制度の125万9000円の減額補正でございます。これは国の事務費減に伴って減額補正させていただくものでございます。続きまして、基盤整備事業推進費の国営圃場整備事業整備償還助成金の減額補正でございますが、国営の広島北部地区の償還が平成27年度で終了しておりました。本来ならば、平成28年度当初では予算計上してはならないものでございました。そのため、このたび減額補正させていただくものでございます。申しわけございません。町営圃場整備償還助成金の減額でございますが、平成28年度精査したところ、108万9000円の減額補正とさせていただきたいと上程させていただきました。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 16ページの償還金の助成については理解できましたが、このようなことが

ないように予算、当初でしっかりと計上していただきたいというふうに思います。中山間地のことでありますが、中山間地直接支払請求というのを今事務費が減ったというふうなことでありますが、私がそうだろうなというふうには思ったわけでありまして、この制度自体なかなか、グループでやられる場合に収入と支出の帳面づけをしていくのになかなか難しいので、あえて申請すれば、出るものまで申請しないんだというふうなことを聞いたことがあるんですが、これがこの事業とマッチングしているかどうかというのはわかりませんが、そういうふうなことをお聞きしたくて、今の項目をわざわざ摘まんでみたということですが、理解できますか。地域で直接支払請求の申請をするのに帳簿づけが難しく、収入と支出の整理をしたものを出さないといけないけども、そういうものを事務する者がいないから申請することができにくいんだということを聞いたんでありますが、それがこれと合っているかどうかというのはちょっとわかりにくいんですが、ここに無理やりひっつけてみたんですが、そういうようなこと聞いたということありますか、ありませんか。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 平成26年度いっぱい、この直払制度の3期対策は終わりました。27年度から4期対策が始まっております。その中で、ちょっと町内で取り組み組織数の手元に資料ございませんけど、町内では何カ所か取り組みを3期はやったんだけど、4期から取り組みを止めたいというような組織、地域がございます。それについて、例えば高齢化とか事務がそういう直払いの事務をする者がいないとかいうような理由だと思います。それで取り組みを4期からは止めたいというようなところは発生しております。

○議長（藤堂修壮） 5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 私が求めたいところを今お答えいただいたように思います。全くそのとおりなんです。そこのところを難しくしないような経理の方法、そういうソフトとかいうのをいただければ何とか継続していけるんだがなというふうな苦情めいた悩みも聞いたことがありますから、そういうことが可能なのかなのかどうかわかりませんが、そういう声があるということをご承知していただければいいかなというふうに思って、答弁を求めたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 4期対策から直払いの取り組みがまた5年間始まっております。その中で、例えば今まで単体の地域、小さい集落で取り組んでいたところをその地域、例えば3組織が合同で取り組まれているところもございます。今回、千代田地域で2地区ほど取り組みをやめられたところについては、そういう指導も、後から思うと、例えばその隣接する地域と一緒にやってもらうように指導等すれば、後から思ったんですけど、よかったんじゃないかと思っております。

○議長（藤堂修壮） 14番、田村議員。

○14番（田村忠紘） 1点ほど確認をお願いいたします。ページ数がないところなんですが、表紙から4ページぐらいのところ、繰越明許費が2件載っておりますが、これの今後の計画を具体的に2件ともお示しをいただきたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 繰越明許費のご質問でございますけども、10の教育費、3の中学校費のことでございますけども、この繰越明許は今回の補正で上げさせていただいております千代田中学校の体育館の改修、それから旧芸北中学校の解体の繰り越しでございます。これに

つきましては、国の平成28年度の2次補正予算が内定をしておりますので、これを12月の補正で議決をいただきましたら、年度内に執行させていただきます、工事を来年の12月末で完了したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 豊平支所長。

○豊平支所長（多川信之） 2款1項総務費総務管理費、地域集会所管理事業について、豊平支所からご説明申し上げます。今後のスケジュールということですが、それに先立ち、地域集会所管理事業の繰越事業であります、該当の集会所が豊平地域の戸谷集会所でございます。今年度6月に補正で予算をつけていただいたわけですが、入札不調が3回にわたり、現在執行できていない中において、今回見直しをさせていただき、補正をさせていただいているところでございます。今後の事業執行の予定につきましては、今回議決していただき、明けて1月に入札の執行を行ってまいります。そして2月に再度、業者が決まりましたら議決をいただき、そして2月末から執行できればと思います。そして繰り越しの上、8月末までの工事期間を予定しているところでございます。以上です。

○議長（藤堂修壮） 13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） 歳出の4ページ、バス運行事業ですけれども、地方バス路線維持補助金528万5000円。聞いたところでは、JRバスに対する運行補助の単価修正ということ伺いました。ちなみに総額が幾らになるのか、JRバスへの補助金。それと広電バスもあるかなと思うんで、広電バスの補助金がどの程度あるか、お聞きをまずしてみたいと思います。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） バス運行費補助でございますけれども、最初のご質問の528万5000円の増でございますけれども、これは議員おっしゃいました算出単価の変更もございますけれども、収益によって、ここも変わってくるところがございます。収益見込みをして、確定ではございませんけれども、これ2社ございますので、2社の収益見込みをもって、補助の増を算定しております。補助の総額でございますけれども、JRにつきましては500万円増で約3000万となります。残り500万が広電ということになります。以上でございます。

○議長（藤堂修壮） 13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） わかりました。収益見込みということで、採算ベースの関係でも若干負担がかかってくるところがある。ちなみに広島市が同じ路線にあるんです。広島市の状況をまず聞いてみたいと思います。広島市も同じ路線なので同じような負担割合で負担をされているかどうか。わかりませんか、わからなければいいですが。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 同一路線で広島市、それと国、県の補助も入ってきております。それぞれ算出の仕方が若干違うということですが、先ほどありました算出単価につきましては、同一のものを使用しているというふうにお聞きしております。

○議長（藤堂修壮） 13番、蔵升議員。

○13番（蔵升芳信） はい、わかりました。この前も一般質問でたびたび出たりもするんですけども、免許証を返して、そのかわりに何とかならんかという話もありました。常々出るのが、デマンドタクシーは高いとか、町内を走っている巡回バスの料金が高いとかいうことがありました。こうした路線バス、地方路線バスが運行されているということで、これまでは町内を走る町のバスの料金を下げることができないんだというような話が以前あったと思うんです。路

線バスより安くするとJRならJRのほうへお客さんが行かなくなるということで危惧されて、それよりは町の運賃を高く設定したような思いがあるんですが、今でもそういうことがあるのか、別に気にせんでも、町は町で、町が運営するバス路線の運賃を設定できるかどうかというところを聞いてみたいと思いますが、そういうプレッシャーがかかっているかどうかということ、業者から。JRなり広電から。

○議長（藤堂修壮） 企画課長。

○企画課長（畑田正法） 今、運賃設定のことですけれども、議員おっしゃられましたお話を聞いたことはございますが、直近で確認をしておりません。そこは運賃設定もそうですけれども、これから路線バス、ホープタクシーも含めて、ここの見直しをしていくということでございますので、そこら辺もしっかり確認をしながら進めてまいりたいと思います。

○議長（藤堂修壮） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第128号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。午後1時より再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 57分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（藤堂修壮） 休憩前に続き、会議を続けます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第129号 平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤堂修壮） 次に、日程第21、議案第129号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第129号、平成28年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。


~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 2 議案第 1 3 0 号 平成 2 8 年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議長（藤堂修壮） 日程第 2 2、議案第 1 3 0 号、平成 2 8 年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第 1 3 0 号、平成 2 8 年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第 2 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 3 議案第 1 3 1 号 平成 2 8 年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議長（藤堂修壮） 日程第 2 3、議案第 1 3 1 号、平成 2 8 年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第 1 3 1 号、平成 2 8 年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 4 議案第 1 3 2 号 平成 2 8 年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

- 議長（藤堂修壮） 日程第 2 4、議案第 1 3 2 号、平成 2 8 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第 1 3 2 号、平成 2 8 年度北広島町介護保険特別会計補正予算第 3 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 5 議案第 1 3 3 号 平成 2 8 年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 議長（藤堂修壮） 日程第25、議案第133号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第133号、平成28年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第134号 平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（藤堂修壮） 日程第26、議案第134号、平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第134号、平成28年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第135号 平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

- 議長（藤堂修壮） 日程第27、議案第135号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第135号、平成28年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第136号 平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議長（藤堂修壮） 日程第28、議案第136号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

しと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第136号、平成28年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第137号 平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤堂修壮） 日程第29、議案第137号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第137号、平成28年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第138号 平成28年度北広島町一般会計補正予算（第5号）

○議長（藤堂修壮） 日程第30、議案第138号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第138号、平成28年度北広島町一般会計補正予算第5号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第139号 財産の取得について

○議長（藤堂修壮） 日程第31、議案第139号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（藤堂修壮） 挙手全員です。従って、議案第139号、財産の取得については、原案のと

おり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 請願、陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（藤堂修壮） 日程第32、請願、陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で、各常任委員会へ審査の付託を行っております。陳情等の審査の結果の報告を求めます。文教厚生常任委員会、大林委員長。
- 文教厚生常任委員会委員長（大林正行） 委員会審査報告を行います。平成28年12月19日、北広島町議会議長藤堂修壮様。文教厚生常任委員会委員長大林正行。12月8日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、要望第5号。件名、平成29年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願ひ。審査の結果は、採択です。採択の理由、本町では、補助金を活用して、理科教育設備の整備を実施しているが、理科教育における観察、実験は重要であることから採択とする。陳情第19号、壬生小学校運動場整備に関する陳情。審査の結果は採択です。採択の理由、現状として、雨が降った翌日の体育授業が屋外でできない状態になることを考えると、児童の教育環境の整備は必要であると考えられるので、採択とする。陳情第20号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書。審査の結果は採択です。採択の理由、子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であるため、採択とする。なお、意見書提出については、平成27年度第3回定例会9月定例会において、既に同様の意見書を提出しているため、今回は行わない。陳情第21号、介護保険の給付縮小・利用者負担増の中止、介護保障の充実を求める陳情書。審査の結果は採択です。採択の理由、介護保険の改定は、財政面からの必要性によるものであるが、利用者の負担増になるものであるため、採択とし、意見書を提出する。以上、報告を終わります。議員各位のご賛同、よろしくお願ひいたします。
- 議長（藤堂修壮） 以上で、常任委員会の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 陳情審査

- 議長（藤堂修壮） 日程第33、陳情審査を行います。要望第5号、平成29年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願ひを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより要望第5号、平成29年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願ひを採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 陳情審査

○議長（藤堂修壮） 日程第34、陳情審査を行います。陳情第19号、壬生小学校運動場整備に関する陳情を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情19号、壬生小学校運動場整備に関する陳情を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 陳情審査

○議長（藤堂修壮） 日程第35、陳情審査を行います。陳情第20号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより陳情20号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択についての陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第36 陳情審査

○議長（藤堂修壮） 日程第36、陳情審査を行います。陳情第21号、介護保険の給付縮小・利用者負担増の中止、介護保障の充実を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これ

より陳情21号、介護保険の給付縮小・利用者負担増の中止、介護保障の充実を求める陳情書を採決します。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（藤堂修壮） ご異議なしと認めます。従って、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第11号 北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例

- 議長（藤堂修壮） 日程第37、発議第11号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について趣旨説明を求めます。6番、森脇議員。
- 6番（森脇誠悟） 趣旨説明を行います。発議第11号、平成28年12月16日、北広島町議会議長藤堂修壮様。提出者、北広島町議会議員森脇誠悟。賛成者、北広島町議会議員大林正行、同宮本裕之。北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、先の第3回定例会においての議員定数改正に伴い、議会委員会の定数を改正し、あわせて議長はどの常任委員会にも属さないものとする。以上でございます。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
- 議長（藤堂修壮） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（藤堂修壮） 起立全員です。従って、発議第11号、北広島町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第38 発議第12号 介護保険の給付縮小・利用者負担増を中止し、充実を求める意見書の提出について

- 議長（藤堂修壮） 日程第38、発議第12号、介護保険の給付縮小・利用者負担増を中止し、充実を求める意見書の提出についてを議題とします。意見書案を事務局が朗読します。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 介護保険の給付縮小・利用者負担増を中止し、充実を求める意見書案。2000年に制定された介護保険制度は、高齢化が進む中で、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるための制度とするために、充実、改善が求められています。現在、政府内で、2017年通常国会に向けた介護保険制度の見直しの検討が進められています。その中には、ヘルパーの生活援助や福祉用具サービスを自己負担に切りかえる、利用料2割負担の対象者を拡大する。要介護1、2の通所介護を市町村が実施する総合事業に移すなど、さらな

る給付の削減、負担増を図る内容が盛り込まれています。介護保険の目的は、高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることと同時に家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにあります。給付を抑制することは、介護が受けられなくなる人が増加し、また、家族の介護負担を増大させることとなります。これから高齢化が一層進展していく中、行き届いた介護が保障される制度への転換は、全ての高齢者、国民の願いです。そして介護を担う職員がみずからの専門性を発揮し、誇りをもって働き続けられる条件整備が求められています。このような情勢を踏まえ、介護保険の給付対象の縮小と利用者負担増の検討を中止し、制度の充実、改善することを強く要望するものです。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成28年12月19日、広島県北広島町議会。提出先衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

- 議長（藤堂修壮） 本案について、趣旨説明を求めます。16番、大林議員。
- 16番（大林正行） 趣旨説明を行います。発議第12号、平成28年12月19日、北広島町議会議長藤堂修壮様。提出者、北広島町議会議員大林正行。賛成者、北広島町議会議員久茂谷美保之、同真倉和之、同梅尾泰文、同伊藤久幸、同田村忠紘。介護保険の給付縮小・利用者負担増を中止し、充実を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、介護保険の目的は、高齢者の介護を社会全体で支え、自立支援につなげることと同時に、家族の介護負担を軽減し、誰もが安心して生活できる社会をつくることにある。給付を抑制することは、介護が受けられなくなる人が増加し、また、家族の介護負担を増大させることになる。これから高齢化が一層進展していく中、行き届いた介護が保障される制度への転換を求めるものであります。議員各位のご賛同、よろしくお願いたします。
- 議長（藤堂修壮） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（藤堂修壮） 起立全員です。従って、発議第12号、介護保険の給付縮小、利用者負担増を中止し、充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 発議第13号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について

- 議長（藤堂修壮） 日程第39、発議第13号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出についてを議題とします。意見書案を事務局が朗読します。事務局。
- 議会事務局長（松浦 誠） 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投

票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。平成28年12月19日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

○議長（藤堂修壮） 以上で、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。6番、森脇議員。

○6番（森脇誠悟） 趣旨説明を行います。発議第13号、平成28年12月19日、北広島町議会議長藤堂修壮様。提出者、北広島町議会議員森脇誠悟。賛成者、北広島町議会議員大林正行、同宮本裕之。地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして、地方議会の重要性が論じられている中、町村議会では、議員のなり手不足が深刻化している。昨年行われた統一地方選挙においては、全国928ある町村のうち、およそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票当選となり、中でも4町村では定員割れという状況があった。現在、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかない状況下において、今後の議会を担う若い世代の方に立候補を期待しても、サラリーマンの方々については、加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなる現状がある。住民の代表として、議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりかかわっていくためには、幅広い層の世代の方々で議員をやろうと思うような環境づくりを行うため、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにし、議員を志す新たな人材確保を目指すものである。以上です。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（藤堂修壮） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（藤堂修壮） 起立全員です。従って、発議第13号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第40 発議第14号 相次ぐ米軍機墜落に抗議し、低空飛行等訓練の中止を求める意見書の提出について

○議長（藤堂修壮） 日程第40、発議第14号、相次ぐ米軍機墜落に抗議し、低空飛行等訓練の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。意見書案を事務局が朗読します。事務局。

○議会事務局長（松浦 誠） 相次ぐ米軍機墜落に抗議し、低空飛行等訓練の中止を求める意見書



案。広島県北広島町は、米海兵隊岩国航空基地所属の米軍機訓練空域エリア567やブラウン・ルート直下であり、昼夜を問わず頻繁に低空飛行等の訓練が行われている。そのため住民は、いつ落ちてくるかわからない恐怖におびえ、激しい轟音は、平穏な日常生活を脅かし、お年寄りや子供たちからは、寝られない、気分が悪くなるなど、悲鳴が上がっている。そのようなとき、12月13日には、普天間基地所属のオスプレイが沖縄名護市沿岸に墜落し、その直後には、別のオスプレイ1機も飛行中に機械的なトラブルを起こし、普天間基地に胴体着陸したことが明らかとなった。その6日前、12月7日には、高知県の室戸岬南およそ90kの海上に、米海兵隊岩国航空基地所属の戦闘攻撃機F A-18ホーネットが墜落した。それだけではなく、10月には、米海兵隊岩国航空基地に配備予定の最新鋭ステルス戦闘機F-35Bが米国で飛行中に事故を起こし、9月には沖縄本島の東およそ150kの海上で、同基地所属のハリアー攻撃機1機が墜落するなど、この短期間に米軍機の墜落事故が相次いだ。13日に墜落したオスプレイは、12月8日には、米海兵隊岩国航空基地に飛来しており、また、戦闘攻撃機F A-18ホーネットは、国内では山口県の岩国航空基地に配備されているほか、神奈川県横須賀基地に配備されている原子力空母の艦載機としても運用されている。しかも、2017年には岩国基地に移駐配備と言われている。よって、私たちは、町民の平穏な暮らしと安全を守るため、下記のことを強く要請する。記、1、徹底した事故の原因究明及びその情報を公表すること。2、オスプレイ初め北広島町上空での米軍機の低空飛行等訓練をやめること。2016年12月19日、日本国広島県北広島町議会。提出先、アメリカ合衆国大統領バラク・オバマ閣下。アメリカ合衆国駐日本国特命全権大使キャロライン・B・ケネディ閣下。米海兵隊岩国航空基地司令官リチャード・F・ファースト大佐様。

○議長（藤堂修壮） 以上で、意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。発議第14号、平成28年12月19日、北広島町議会議長藤堂修壮様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。相次ぐ米軍機墜落に抗議し、低空飛行等訓練の中止を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出します。趣旨、北広島町は、県内で最も頻繁に米軍機による低空飛行等訓練が行われ、今年3月にはオスプレイも飛来しました。この間の相次ぐ墜落事故は、さらなる住民の不安と恐怖を広げています。そのため、今回の墜落に抗議するとともに、原因を徹底して究明し、オスプレイを含めた低空飛行等の訓練を中止するよう、米国関係機関に要請するものであります。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（藤堂修壮） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決を行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（藤堂修壮） 起立多数です。従って、発議第14号、相次ぐ米軍機墜落に抗議し、低空飛行等訓練の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 閉会中の継続審査の申し出について

- 議長（藤堂修壮） 日程第41、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、総務常任委員会、文教厚生常任委員会の各委員長より閉会中の継続審査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（藤堂修壮） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。以上で本日の日程を全部終了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。12月8日の開会から本日までの12日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、議論、審議のもと、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。今年度も第4四半期を残すところとなりました。平成28年度の事業推進を図っていくことはもちろんのことでございますが、これからの本町の進むべき方向を定める第2次北広島町長期総合計画を策定し、北広島町に住んでよかったと思える魅力あるまちづくりを目指し、町政運営に全力で取り組む所存でございます。今後とも町行政の運営につきまして、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。今年も残りわずかとなりました。議員の皆様、町民の皆様がご健勝で新しい年を迎えられますことを心より祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
- 議長（藤堂修壮） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。8日から始まった12月定例会、12日間、熱心なご議論をいただき、大変ありがとうございました。本年も残すところ10日余りとなりました。緊急事案のない限り、本会議が本日が納めの議会となります。本年一年、皆様方のご協力、ご支援に感謝を申し上げますとともに、皆様方におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、輝かしい新年をお迎えになりますようお願いいたします。これで平成28年第4回北広島町定例議会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 50分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員